行

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番

電話 022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

平成二十三年七月十五日

宮城県知事

村

井

浩

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

規

則

宮

○宮城県規則第六十七号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

件

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(農林水産経営支援課)

を削り、同項第三号中「第十条第二十六項」を「第十条第十八項」に、「農業協同組合 (連合会) 指

第三条の見出し及び同条第一項中「認可等」を「指定等」に改め、

同項第一号から第二号の三まで

第二条中「若しくは農業協同組合連合会」を削る。

農業協同組合法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

定農協指定申請書 ( 様式第三号 )」を「農業協同組合指定農協指定申請書 ( 様式第一号 )」に改め、

ページ

示

規

則

目

次

○建設業許可の取消し

指定)の一部改正

宮

○土地改良区役員の住所変更の届出

○開発行為に関する工事の完了

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (二

教育委員会

(教育庁高校教育課)

\_

二八

協同組合共済規程変更承認申請書 (様式第八号)」 に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第

十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に、「農業協同組合 (連合会) 共済規程廃止承認申請

( 様式第十号)」を「農業協同組合共済規程廃止承認申請書 ( 様式第九号 )」に改め、同号を同項第

請書 (様式第七号)」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第十一条の四第三項」を「第

に、「 農業協同組合(連合会)共済規程承認申請書 ( 様式第八号 )」を「 農業協同組合共済規程承認申

第三条第一項第七号の二を削り、同項第八号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」

十一条の七第三項」に、「農業協同組合 ( 連合会 ) 共済規程変更承認申請書 ( 様式第九号 )」を「農業

○高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

二八

(1)

公安委員会

城 県 公

○管理理容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 ○県税に関する申告等の期限の指定

(食と暮らしの安全推進課)

一九 九

( 税

務

課

共同参画社会推進課)

項第五号中「農業協同組合 ( 連合会 ) 信用事業規程変更承認申請書 ( 様式第五号 )」を「農業協同組 号)」を「農業協同組合信用事業規程承認申請書 ( 様式第二号)」に改め、同号を同項第二号とし、 号を同項第一号とし、同項第四号中「農業協同組合 (連合会) 信用事業規程承認申請書 (様式第四

合信用事業規程変更承認申請書 (様式第三号)』に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「農

(障害福祉課) (森林整備課)

<del>-</del> <del>-</del>  $\frac{-}{\circ}$ 

事業管理課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○平成五年宮城県告示第千四十五号 (屋外広告物条例に基づく禁止地域の

○土地改良区役員の退任の届出

(東部地方振興事務所)

加える。

情報システム課)

(建築宅地課)

Ξ Ξ (仙台地方振興事務所)

Ξ Ξ

供与等限度超過承認申請書 (様式第五号)」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を に、「農業協同組合 (連合会) 信用供与等限度超過承認申請書 (様式第七号)」を「農業協同組合信用 項及び第二項」を「第十一条の四第一項ただし書 (同条第二項後段において準用する場合を含む。)」 廃止承認申請書 ( 様式第四号 )」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第十一条の三第 業協同組合 (連合会) 信用事業規程廃止承認申請書 (様式第六号)」を「農業協同組合信用事業規程

六 法第十一条の五ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認申請

農業協同組合特

定関係者との間の取引等承認申請書 (様式第六号)

都市計画課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

合信用事業全部 (一部)譲渡認可申請書 (様式第二十号)

法第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請

農業協同組

協同組合解散議決認可申請書 ( 様式第二十三号 )」に改め、同項第二十四号中「農業協同組合 ( 連合

同項第二十三号中「農業協同組合 (連合会) 解散議決認可申請書 (様式第二十二号)」を「農業設立認可申請書 (様式第二十一号)」を「農業協同組合設立認可申請書 (様式第二十二号)」に改

第三条第一項第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、同項第二十二号中「農業協同組合 (連合

同組合信用事業全部(一部)譲受認可申請書(様式第二十一号)

法第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可申請

農業協

第一項」 農業経営規程廃止承認申請書 (様式第十九号)」を「農業協同組合農業経営規程廃止承認申請書 (様 協同組合農業経営規程変更承認申請書 (様式第十七号)」に改め、同号を同項第十七号とし、 号中「第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の三十二第一項」に、「農業協同組合 (連合会) 農 式第十九号)」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。 十二第三項」に、「農業協同組合 (連合会) 農業経営規程変更承認申請書 (様式第十八号)」を「農業 に改め、 業経営規程承認申請書 (様式第十七号)」を「農業協同組合農業経営規程承認申請書 (様式第十六号)」 供給事業実施規程廃止承認申請書 ( 様式第十五号 )」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七 組合 (連合会) 宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書 (様式第十六号)」を「農業協同組合宅地等 改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第 申請書 (様式第十四号)」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程承認申請書 (様式第十三号)」に 十一号とし、同項第十三号中「第十一条の八第三項」を「第十一条の二十三第三項」に、「(様式第十 同組合 (連合会) 定款変更認可申請書 (様式第二十号)」を「農業協同組合定款変更認可申請書 (様 式第十八号)」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を削り、同項第二十一号中「農業協 十九号中「第十一条の十五の三第三項」を「第十一条の三十二第三項」に、「農業協同組合(連合会) を「第十一条の二十三第三項」に、「(様式第十二号)」を「(様式第十一号)」に改め、同号を同項第 九号とし、 農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書 (様式第十四号)」に改め、同号を同項第十 を「(様式第十号)」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第十一条の八第三項」 を「(様式第十二号)」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第十一条の十四 同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第十一条の十五の三第三項」を「第十一条の三 を「第十一条の二十九第一項」に、「農業協同組合 (連合会) 宅地等供給事業実施規程承認 同項第十六号中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第三項」に、「農業協同 同項第十一号中「第十一条の八第一項」 を「第十一条の二十三第一項」 に、「(様式第十 同項第

公

報

事 号)」を「農業協同組合総会 (総代会) 議決 (選挙・当選) 取消請求書 (様式第三十四号)」に改め、 しくは総代会」を加え、「農業協同組合 (連合会)総会議決 (選挙・当選) 取消請求書 (様式第三十 べき者の選任 (総会 (総代会) 招集) 請求書 (様式第二十九号)」に改め、同項第五号中「第九十六 理事選任 (総会招集)請求書 (様式第二十六号)」を「農業協同組合一時理事 (監事)の職務を行う 行うべき者」に改め、「ための総会」の下に「若しくは総代会」を加え、「農業協同組合 (連合会) 仮 二十八号)」に改め、同号を同項第二十七号とし、同条第二項第一号中「の規定による仮理事」 況に関する説明書類の」を「業務及び財産の状況に関する説明書類の」に、「農業協同組合(連合会) 報告書 (連結業務報告書)提出延期承認申請書 (様式第二十六号)」に改め、同号を同項第二十五号 業務報告書 (連結業務報告書)提出延期承認申請書 (様式第二十五号の二)」 組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号」に、「第五十三条第四項」を「第一 組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大(蔵)省令第一号」を「農業協同 式第二十四号又は樣式第二十五号)」に改め、同項第二十五号を削り、同項第二十六号中「 式第三十一号)」 証明請求書 ( 様式第二十七号)」を「農業協同組合設立 ( 定款変更・解散・合併 ) 認可証明請求書 ( 様 る場合を含む。)」を削り、「農業協同組合 (連合会) 設立 (定款変更・解散・合併・包括承継) 認可 式第三十二号)<sub>」</sub> 同号を同項第六号とし、同項第四号中「農業協同組合 (連合会) 検査請求書 (様式第二十九号)」 条第一項」の下に「(法第四十八条第七項において準用する場合を含む。)」を、「含む。)」の下に「若 同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「省令」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の 業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書(様式第二十七号)」に改め、 信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書 (様式第二十五号の三)」を「農 とし、同項第二十七号中「第五十六条第二項」を「第二百六条第二項」に、「信用事業及び財産の状 会) 合併認可申請書 (様式第二十三号又は様式第二十四号)」 事選任請求書 ( 様式第二十八号)」を「農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書 ( 様 七十三条第二項において準用する民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第五十六条の規定による仮理 「(法第四十八条第七項において準用する場合を含む。) の規定による一時理事若しくは監事の職務を 信用事業に関する命令 (平成五年農林水産省令第一号)」に、「(様式第二十五号の四)」 七項」に改め、「による業務報告書」の下に「又は連結業務報告書」を加え、「農業協同組合(連合会) 農業協同組合検査請求書 (様式第三十三号)」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第 を「第七十二条の十二の六の規定による一時理事の職務を行うべき者」に、「農事組合法人仮理 に改め、 に改め、 同号を同項第四号とし、同項第二号中「(法第七十条第二項において準用す 同号を同項第三号とし、 同項第一号の次に次の一号を加える を「 農業協同組合合併認可申請書 ( 様 を「農業協同組合業務 を「(様式第 百二条第 農業協同

宮

報

県

時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書 (様式第三十号) 法第四十条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求 農業協同組合

の二号を加える 法書制定 (変更・廃止)届 (様式第五十一号)」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第八号中 び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に、「の設定」を「の制定」に、「農業協同組合(連 開始届(様式第三十八号の四)」を「農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始届 同項第一号の二及び第一号の三を削り、同項第十号中「第五十八条第三項第十三号」を「第二百三十 業規程変更届 (様式第三十一号)」を「農業協同組合信用事業規程変更届 (様式第三十五号)」に改め、 「(様式第三十八号の二)」を「(様式第四十七号)」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次 合会) 信用事業方法書設定 (変更・廃止) 届 (様式第三十八号の三)」を「農業協同組合信用事業方 に関する説明書類の」に、「 農業協同組合 ( 連合会 ) 信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧 (様式第五十二号)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第九号中「省令」を「農業協同組合及 条第一項第十九号」に、「信用事業及び財産の状況に関する説明書類の」を「業務及び財産の状況 第三条第三項中「届出書」を「届出書等」に改め、同項第一号中「農業協同組合 (連合会)信用事

ıΣ

十三 法第九十七条の二第一号の規定による共済代理店の設置又は廃止の届出 子会社届 (様式第五十号) 代理店設置 (廃止)届 (様式第四十八号)並びに共済代理店の概況及び理由書 (様式第四十九号) 法第九十七条の二第三号、第四号又は第五号の規定による子会社に係る届出 農業協同組合 農業協同組合共済

項第八号とし、同項第三号中「(様式第三十三号)」を「(様式第四十一号)」に改め、同号を同項第七 八の十」に、「(様式第三十八号)」を「(様式第四十六号)」に改め、同号を同項第十一号とし、同項 号とし、同項第二号中「第六十四条第四項又は第七項」を「第六十四条第四項後段」に、「農業協同 号を同項第九号とし、同項第四号中「(様式第三十四号)」を「(様式第四十二号)」に改め、同号を同 第六号中「(様式第三十六号又は様式第三十七号)」を「(様式第四十四号又は様式第四十五号)」に改 を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える 組合 (連合会)解散届 (様式第三十二号)」を「農業協同組合解散届 (様式第四十号)」に改め、 第三条第三項第七号中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十 同号を同項第十号とし、同項第五号中「(様式第三十五号)」を「(様式第四十三号)」に改め、同 同号

法第十一条の七第四項の規定による共済規程変更の届出 三十六号 農業協同組合共済規程変更届 ( 様式

四 法第四十四条第四項の規定による定款変更の届出 農業協同組合定款変更属(様式第三十七号) 法第五十条の二第七項の規定による信用事業の全部の譲渡の届出 農業協同組合信用事業全部

(3)

譲渡届 (様式第三十八号)

五 渡又は共済契約の全部の移転の届出 農業協同組合共済事業全部譲渡 (共済契約全部移転) 届 法第五十条の四第五項において準用する第五十条の二第七項の規定による共済事業の全部の譲

第三条第三項に次の一号を加える。

(様式第三十九号)

十七 省令第二百三十一条第一項第二十号の規定による不祥事件の発生に係る届出 不祥事件発生届 (様式第五十三号) 農業協同組合

号とし、同号の次に次の一号を加える。 第四十一号)」を「農業協同組合信託受託者解任申立書 ( 様式第五十五号 )」に改め、同号を同項第二 「第五十八条第四項」に、「の請求」を「の申立て」に、「農業協同組合信託受託者解任請求書 (様式 四十号)」を「(様式第五十四号)」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四十七条」を 第三条第四項中「請求等」を「申請等」に、「請求書等」を「申請書等」に改め、 同項第二号中「第四十六条」を「(平成十八年法律第百八号)第五十七条第二項」に、「(様式第 同項第一号を削

三 信託法第百五十条第一項の規定による信託変更の申立て 農業協同組合信託変更申立書 (様式

第五十六号

託終了命令の申立て」に、「農業協同組合信託解除命令請求書 (様式第四十二号)」を「農業協同組合 信託終了命令申立書 (様式第五十七号)」に改める。 第三条第四項第四号中「第五十八条」を「第百六十五条第一項」に、「信託解除命令の請求」を「信

第二項中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合 (連合会) 総会 (総代会) 終了届 (様 集届 ( 様式第四十三号 )」を「農業協同組合総会 ( 総代会 ) 招集届 ( 様式第五十八号 )」に改め、同条 る。) (」を削り、「「組合」と総称する」を「同じ」に、「農業協同組合 (連合会)総会 (総代会)招 第四条第一項中「)又は農業協同組合連合会(県の区域に満たない区域をその地区とするものに限

式第四十四号)」を「農業協同組合総会 (総代会)終了届 (様式第五十九号)」に改める。 第五条中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合 (連合会) 役員就退任届 (様式第四

第六条中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合 (連合会)解散届 (様式第三十二号)」

を「農業協同組合解散届 (様式第四十号)」に改める。

十五号)」を「農業協同組合役員就退任届 (様式第六十号)」に改める。

に」を「いずれかに」に改める 第七条中「農事組合法人」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改め、「又は組合」を削り、「一

( 様式第四十六号)」を「農業協同組合設立 ( 合併 ) 登記完了届 ( 様式第六十一号 )」に改める。 第八条中「組合の」を「農業協同組合の」に、「農業協同組合 (連合会) 設立 (合併) 登記完了届 とし、同様式の次に次の一様式を加える。

を削る。 承認申請書」以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」以、「当農業協同組合(連合会) **濃業協回鉛合」に、「第10糸第26頃」を「第10糸第18頃」に改め、同様式を様式第一号とする。** 二項第四号及び第五号」を「第三条第二項第五号及び第六号」に改め、「農業協同組合連合会及び 第九条の見出し中「農業協同組合連合会等」を「農業協同組合中央会」に改め、同条中「第三条第 様式第一号から様式第二号の三までを削る。 に、「農業協同組合(連合会)の」を「農業協同組合の」に、「当農業協同組合(連合会)」を「当

様式第6号(第3条関係)

農業協同組合特定関係者との間の取引等承認申請書

M 쒀 巾

併

Ш

Ш

宮城県知事 遯

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者氏名

臣

ただし書の規定により,関係書類を添えて申請します, 当農業協同組合の特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の5

- 特定関係者の所在地及び名称
- 特定関係の内容

2 ω

与等限度超過承認申請書」以、「農業協同組合(連合会)の名称」や「農業協同組合の名称」以、「当

規程廃止承認申請書」 ピ、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」 ピ、「当農業協同組合

(連合会)信用事業規程」を「当農業協同組合の信用事業規程」に改め、同様式を様式第四号とする。

規程変更承認申請書」 ピ、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」 ピ、「当農業協同組合

(連合分)信用事業規程」を「当農業協同組合の信用事業規程」に改め、同様式を様式第三号とする。 

信用事業規程」を「当農業協同組合の信用事業規程」に改め、同様式を様式第二号とする。

だし書 (第11条の4第2項後段において準用する同条第1項ただし書)」に改め、同様式を様式第五号

農業協同組合 (連合会)」を「当農業協同組合」 じ、

「第11条の3{第1項 第2項

}。ぬ「第11条の4第1項た

取引内容(通常の取引内容及び当該特定関係者との取引内容)

(注) 本書には,理由書を添付すること。

城

様式第七号の二を削る。

**以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」以、「当農業協同組合(連合会)共済規** 

を「当農業協同組合の共済規程」に、「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同様

式を様式第七号とする

承認申請書」

以「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」

以「当農業協同組合(連合会)

同様式を様式第八号とする。

共済規程」や「当農業協同組合の共済規程」レ、「第11条の4第3項」や「第11条の7第3項」 レ名

承認申請書」に、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」に、「当農業協同組合(連合会)

共済規程」を「当農業協同組合の共済規程」に、「第11条の4第3項」を「第11条の7第3項」に改

報

同様式を様式第九号とする。

様式紙十一町中「当農業協同組合信託規程」や「当農業協同組合の信託規程」
は、「第11条の8第1

公

□」を「※11※の23※1□」に改め、同様式を様式第十号とする。

両」を「※11※の23※3両」に改め、同様式を様式第十一号とする。

□」を「※11※の23※3 □」に改め、同様式を様式第十二号とする。 

宅地等供給事業実施規程承認申請書」以「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」 

ΙĆ

当農業協同組合(連合会)宅地等供給事業実施規程」や「当農業協同組合の宅地等供給事業実施規 に、「 ※11糸の14第 1 通」を「 ※11糸の29等 1 通」に改め、同様式を様式第十三号とする。

業実施規程」 の」以「当農業協同組合(連合会)宅地等供給事業実施規程」や「当農業協同組合の宅地等供給事 組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書」以「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合 様式第十石哻中「農業協同組合(連合会)宅地等供給事業実施規程変更承認申請書」を「農業協同 に、「 第11条の14第 3 頃」を「第11条の29第 3 頃」に改め、同様式を様式第十四号とす

組合宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書」以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合 9 **以、「当農業協同組合(連合会)宅地等供給事業実施規程」や「当農業協同組合の宅地等供給事** 

(5)

業実施規程」 に、「第11条の14第3項」を「第11条の29第3項」に改め、 同様式を様式第十五号とす

న్త

を ついて を に する 声 猫」 に 改め、 同様式を 様式第十六号とする。 32第1項」に改め、同様式の選中「証する書類」を「証する書類又は総会の特別議決等において同意 会)農業経営規程」や「当農業協同組合の農業経営規程」以、「第11条の15の3第1項」や「第11条の 程承認申請書」 以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」 以、「当農業協同組合(連合 樣式第十七号中「濃牃協回盜心 (連合会) 農業経営規程承認申請書」 や「農業協同組合農業経営規

**おいて回慮を得たことを買する書類」に改め、同様式を様式第十七号とする** 「第11条の32第3項」に改め、同様式の選中「証する書類」を「証する書類又は総会の特別議決等に 営規程変更承認申請書」 リ、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」 リ、「当農業協同組 様式無十八吚中「農業協同組合(連合会)農業経営規程変更承認申請書」を「農業協同組合農業経 (連合会)農業経営規程」や「当農業協同組合の農業経営規程」 ビ、「第11条の15の3第3項」

□▷

曾規程廃止承認申請書」 リ、「農業協同組合(連合会)の」を「農業協同組合の」 リ、「当農業協同組 ※11※の32※3届」に改め、同様式を様式第十八号とする。 様式第十九号中「農業協同組合(連合会)農業経営規程廃止承認申請書」を「農業協同組合農業経 (連合会)農業経営規程」や「当農業協同組合の農業経営規程」 ビ、「第11条の15の3第3項」

様式第十九号の二及び様式第十九号の三を削る。

を「此灛牃弼回泴ゆの冷鹨」に改め、同様式を様式第十九号とし、同様式の次に次の一様式を加える。 請書」以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」以、「当農業協同組合(連合会)定款  第2273号 平成23年7月15日 金曜日 宮 城 県 公 報 (6) 樣式第20号 (第3条関係) (注) の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。 宮城県知事  $\overline{\omega}$ 農業協同組合の信用事業の全部(一部)の譲渡の認可を受けたいので,農業協同組合法第50条 本書には,次に掲げる書類を添付すること び子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 名称を記載した書類 記載した書類 貸借対照表 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には,当該子会社の 信用事業の一部の譲渡を行つた後における組合が子会社等を有する場合には,当該組合及 その他知事が必要と認める事項を記載した書類 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を 法第50条の2第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書 理由書 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会又は総代会の議事録 遯 農業協同組合信用事業全部(一部)譲渡認可申請書 農業協同組合の名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名 併 X 1111 回 細 巾 Ш 臣 **(**10) 以、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」以、「当農業協同組合(連合会)は,○○農 だし書」や「第30条第11項ただし書」じ 業協同組合(連合☆)」を「当農業協同組合は,○○農業協同組合」に改め、同様式の闰中 十五号とする。 に、「〇〇農業協同組合(連合会)」を「〇〇農業協同組合」に改め、同様式の浜中「第30条第10項だ 「(ル) 合併により設立される組合が当該合併により子会社対象会社を子 様式第二十五号を削る 様式第二十号の二及び様式第二十号の三を削る 様恜第二十四岬甲「農業協同組合(連合会)合併認可申請書」や「農業協同組合合併認可申請書」 する場合には,当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類 ᆉ  $\geq$ する場合には,当該子会社対象会社に関する法第38条第1項第4号 ホ 役員の役職名及び氏名を記載した書類 | | $\geq$ 会社とする場合には,当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類 第4号に掲げる書類 会社とする場合には,当該子会社対象会社に関する法第38条第1項 に掲げる書類 合併後存続する組合が当該合併により子会社対象会社を子会社と 合併後存続する組合が当該合併により子会社対象会社を子会社と 合併により設立される組合が当該合併により子会社対象会社を子 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 貸借対照表,損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書 業務の内容を記載した書類 貸借対照表,損益計算書及U剩余金処分(損失金処理)計算書 業務の内容を記載した書類 役員の役職名及び氏名を記載した書類 最近における業務,財産及び損益の状況を知ることができる書 最近における業務,財産及び損益の状況を知ることができる書 に改め、同様式を様式第二 を に改め、同様式を様式第二 を

十四号とする

散」を「当農業協同組合の解散」に改め、「(農業協同組合法第64条第4項において準用する)」を記 ıΣ 申請書」に、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」に、「当農業協同組合(連合会)解 同様式を様式第二十三号とする

号の次に次の一様式を加える。 **糸第10頃ただし書」を「第30糸第11頃ただし書」に改め、同様式を様式第二十二号とし、様式第二十** に、「○○濃業協回組合(連合命)設立」を「○○濃業協回組合の設立」に改め、同様式の闰中「第30 **様式策二十一『中「農業協同組合(連合会)設立認可申請書」を「農業協同組合設立認可申請書」** 

樣式第21号 (第3条関係)

農業協同組合信用事業全部(一部)譲受認可申請書

文律 囯 쒀 田 仙

宮城県知事

遯

農業協同組合の名称 主たる事務所の所在地

条の2第3項の規定により,関係書類を添えて申請します。 当農業協同組合の信用事業の全部(一部)の譲受けの認可を受けたいので,農業協同組合法第50

代表者氏名

프

(注) 本書には,次に掲げる書類を添付すること。

 $\odot$ 

- 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会又は総代会の議事録
- 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約書
- 貸借対照表 法第50条の2第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び
- 9 記載した書類 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告の状況を
- (7) 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社を子会社と みを記載した書類 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込
- する場合には,当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
- 業務の内容を記載した書類
- 貸借対照表,損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書
- 最近における業務,財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- の子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が子会社等を有する場合には,当該組合及びそ
- 部の譲受けにより国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することと なる場合には,当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が,当該信用事業の全部又は一
- その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第二十五号の二から様式第二十五号の四までを削る。

株式第四十六9中「農業協同組合(連合会)設立(合併)登記完了届」や「農業協同組合設立(合併)登記完了届」は、「農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」は、「当農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の」は、「当農業協同組合(連合会)の」や「農業協同組合の。は、「当農業協同組合(連合会)設立(合併)」は、「登記簿謄本を添え」や「登記事項証明書を添えて」は必め、同様式や様式第六十一のとする。

様式第四十五号中「農業協同組合(連合会)役員就退任届」を「農業協同組合役員就退任届」に、「農業協同組合(連合会)の名称」を「農業協同組合の名称」に、「当農業協同組合(連合会)」を「当農業協同組合」に改め、同様式を様式第六十号とする。

様式第四十四号中「農業協同組合(連合会)総会(総代会)終了届」を「農業協同組合総会(総代会)終了届」に、「農業協同組合(連合会)の名称」を「農業協同組合の名称」に、「当農業協同組合(連合会)の名称」を「農業協同組合の名称」に、「当農業協同組合(総代金)、総合金)、と「連合会)、と「連続協同組合、に改め、同様式を様式第五十九号とする。

様式第四十二叩中「農業協同組合信託解除命令請求書」や「農業協同組合信託終了命令申立書」以、「請求人住所」や「申立人住所」以、「請求人氏名」や「申立人氏名」以、解除の命令を信託法第58条の規定により請求します」や「終了の命令について、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第165条第1項の規定により申し立てます」以、「請求の」や「申立ての」以わめ、同様式を様式第日十七明とする。

様式第三十八号の二から様式第四十一号までを削る。

様式第三十八号中「第23%第4項において権用する民法第83%」を「第22%の18の10」に、「商法第452%第1項」を「今社法第202条第3項」に改め、同様式を様式第四十六号とし、同様式の次に次の十様式を加える。

樣式第47号 (第3条関係)

農事組合法人組織変更届

사 ᇔ

併

用無

山山

宮城県知事 殿

農事組合法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

臣

当農事組合法人は,株式会社(有限会社)に組織変更をしたので,農業協同組合法第73条の15の 現定により,関係書類を添えて届け出ます。

- 〔注〕 本書には,次に掲げる書類を添付すること。
- 組織変更計画書
- 組織変更後の登記事項証明書
- その他知事が必要と認める事項を記載した書類

© ⊗

第2273号 (10)様式第50号 (第3条関係) (注) 農業協同組合法第97条の2 宮城県知事 社となったので 本書には,次に掲げる書類を添付すること。 当農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会 当農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたので 当農業協同組合は,子会社対象会社を子会社とするので に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつた理由を記載した書類 ハ 当該組合に関する次に掲げる書類 法第97条の2第4号又は第5号の規定による届出の場合 当該子会社対象会社を子会社とすることにより,当該組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決数を超えて有することとなる場合は,当該国内の会社の (I Î 2 Ī 法第97条の2第3号の規定による届出の場合 当該子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつた理由又は当該子会社対象会社 名称及び業務の内容を記載した書類 当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類 この届出後における当該組合及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記 当該子会社対象会社を子会社とする理由を記載した書類 この届出後における収支の見込みを記載した書類 役員の役職名及び氏名を記載した書類 最近における業務,財産及び損益の状況を知ることができる書類 貸借対照表,損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書 最近における業務,財産及び損益の状況を知ることができる書類 貸借対照表,損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書 業務の内容を記載した書類 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 遯 継 3 4 5 6 第5号 農業協同組合子会社届 ^の規定により,関係書類を添えて届け出ます。 農業協同組合の名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名 文年 Ш 細 山山 臣 樣式第51号 (第3条関係) 〔注〕 本書には,次に掲げる書類を添付すること。 合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により,関係書類を添えて届け出ます。 宮城県知事 当農業協同組合の信用事業方法書を制定(変更・廃止)したので,農業協同組合及び農業協同組 4 ω 変更又は廃止の場合は、その理由書 信用事業方法書(変更の場合は,新旧条文の対照表) 議決を行つた理事会の議事録抄本 信用事業規程 遯 農業協同組合信用事業方法書制定(変更・廃止)届 主たる事務所の所在地 代表者氏名 農業協同組合の名称 併 M Ш 쒀

Ш 卓

臣

(11)	平成23年7月15日	金曜日	宮	城	県	公	報					第227	3号	
			(注) 本書には,業務及び財産の状況に関する説明書類を添付すること。	2 縦覧開始年月日 年 月 日	1 事業年度 年度(年 月 日から 年 月 日まで)	業協同組合法施行規則第231条第1項第19号の規定により,関係書類を添えて届け出ます。 記	当農業協同組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧を下記のとおり開始したので,農	農業協同組合の名称代表者氏名	主たる事務所の所在地	宫城県知事 殿	年月日	文書番も	農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始届	樣式第52号(第3条関係)
				(注) 本書には , 不祥事件の概要を記載した書類を添付すること。		により,関係書類を添えて届け出ます。	別紙のとおり不祥事件が発生しましたので ,農業協同組合法施行規則第231条第1項第20号の規定	農業協同組合の名称代表者氏名	主たる事務所の所在地	宮城県知事 殿	年月日	文書番号	農業協同組合不祥事件発生届	樣式第53号(第3条関係)

第2273号	平成23年7月15日	金曜日	宮	城	県		公	:	報									(12)
					辞任の理由	問	11条の26の規定に基づき,信託法第57条第2項の規定により申請します。	下記理由により,当農業協同組合への信託の受託者の任務を辞任したいので,農業協同組合法第		代表者氏名	農業協同組合の名称	主たる事務所の所在地	宮城県知事 殿		年 月 日	文書番号	農業協同組合信託受託者辞任許可申請書	樣式第54号(第3条関係)
					2 申立ての理由		1 農業協同組合の名称,代表者氏名及び主たる事務所の所在地	們	き,信託法第58条第4項の規定により申し立てます。	信託の受託者たる下記の農業協同組合の解任について,農業協同組合法第11条の26の規定に基づ		申立人氏名	申立人住所	宮城県知事 殿		年月日	農業協同組合信託受託者解任申立書	樣式第55号(第3条関係)

弗22/3亏	平成23年/月15日	金曜日	呂	小火	宗	公	¥区		(14)
									次更屈」に、「農業協同組合(連合や)の改教」を「農業協同組合の改称」に、「当農業協同組合(連合や)の改教」を「農業協同組合の改称」に、「当農業協同組合(連合を)の改教」を「農業協同組合の改称」に、「当農業協同組合(連
		⑷ その他知事が必要と認める事項を記載した書類	<ul><li>(2) 新旧対照表</li><li>(3) 総会又は総代会議事録抄本</li></ul>	(注) 本書には,次に掲げる書類を添竹すること。 (1) 変更理由書		当農業協同組合の共済規程を変更したので,農業協同組合法第11条の7第4頃の規定により届1出ます。	主たる事務所の所在地 農業協同組合の名称 代表者氏名	文書番号 年 月 日 宮城県知事 殿	樣式第36号(第 3 条関係) 農業協同組合共済規程变更届

(15)	平成23年7月15日	金曜日	宮	城		県		公	報			第22	73号	
			<ul><li>(3) 総会又は総代会議事録抄本</li><li>(4) その他知事が必要と認める事項を記載した書類</li></ul>	② 新旧対照表	(1) 変更理由書	(注) 本書には,次に掲げる書類を添付すること。		当農業協同組合の定款を変更したので,農業協同組合法第44条第4項の規定により届け出ます。		主たる事務所の所在地 農業協同組合の名称 代表者氏名	宮城県知事 殿	文書番号	農業協同組合定款変更届	樣式第37号(第3条関係)
		(注) 本書には,信用事業の全部の譲渡を議決した総会又は総代会議事録抄本を添付すること。		3 信用事業の全部の譲渡年月日	2 信用事業の全部の譲渡先	1 信用事業の全部の譲渡の理由	풴	当農業協同組合は,下記のとおり信用事業の全部の譲渡を行つたので,農業協同組合法第50条の2第7項の規定により届け出ます。		主たる事務所の所在地 農業協同組合の名称 代表者氏名	宮城県知事 殿	文書番号		樣式第38号(第3条関係)

様式第39号 (第3条関係)

農業協同組合共済事業全部譲渡(共済契約全部移転)届

併 X 1111 回 細 巾 Ш

宮城県知事 遯

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者氏名

臣

ৢঀ 農業協同組合法第50条の4第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定により届け出ま 農業協同組合は,下記のとおり共済事業の全部の譲渡(共済契約の全部の移転)を行つたので

怬

- 共済事業の全部の譲渡(共済契約の全部の移転)の理由
- 共済事業の全部の譲渡先(共済契約の全部の移転先)
- 共済事業の全部の譲渡年月日(共済契約の全部の移転年月日)

ω 2

〔注 〕 本書には , 共済事業の全部の譲渡 ( 共済契約の全部の移転 ) を議決した総会又は総代会議事 録抄本を添付すること

> 挙・当選)」 ゆ「○○農業協同組合の総会(総代会)の議決(選挙・当選)」 ビ厂第96条第1項」 総会(総代会)議決(選挙・当選)取消請求書」□′「○○農業協同組合(連合会)の総会議決(選 第96条第1項(第48条第7項において準用する同法第96条第1項)」に改め、同様式を様式第三十四 **漿恜箫三十叩��「農業協同組合(連合会)総会議決(選挙・当選)取消請求書」や「農業協同組合** を

者の選任請求書」 レ゙「 仮理事の」 �「 一時理事の職務を行うべき者の」 レ゙「 第73条第 2 頃において 〇濃業協回淄ণ(連��ゆ)」を「〇〇濃業協回淄ণ」に改め、同様式を様式第三十三号とする。 準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に改め、同様式の闰中「(1) 賢記簿謄本」を「(1) 賢記 **様恜箫二十八岬旰「農事組合法人仮理事選任請求書」や「農事組合法人―時理事の職務を行うべき** 様式第二十九号中「農業協同組合(連合会)検査請求書」を「農業協同組合検査請求書」に√「○

解散・合併)認可証明請求書」 ビ、「農業協同組合(連合会)の名称」や「農業協同組合の名称」 ビ に改め、同様式を様式第三十一号とする。 ○○農業協同組合(連合会)」を「○○農業協同組合」に、「・包括承継)の認可」を「)の認可」 | 機式銀二十七号中 | 農業協同組合 (連合会) 設立 (定款変更・ | 解散・合併・包括承継)認可証明請求書」

や「農業協同組合設立(定款変更・

様式第二十六号中「農業協同組合(連合会)仮理事選任(総会招集)請求書」を

に次の一様式を加える。 中「(1) 登記簿謄本」を「(1) 会)の」に、「農業協同組合(連合会)の所在港」を「農業協同組合の所在港」に改め、同様式の 事」を「○○農業協同組合の一時理事(監事)の職務を行うべき者」に、「総会の」を「総会(総代 農業協同組合―時理事(監事)の職務を行うべき者の ヴィ 〇〇農業協同組合(連合会)の仮理選 任 ( 総 会 ( 総 代 会 ) 招 集 ) 請 求 書」 

(17)	平成23年7月15日	金曜日	宮	城	県		公	報				第22	73号
		(1) 卓記事項証明書	₩	4 請求の理由	3 代表理事の職務を行う者がいなくなつた理由	2 代表理事の職務を行う者がいなくなつた年月日	1 代表理事の職務を行う者がいなくなつた農業協同組合の所在地及び名称	40条第 3 項の規定により請求します。 記	○○農業協同組合の一時代表理事の職務を行うべき者の選任を下記のとおり,農業協同組合法第	請求人住所請求人氏名	宫城県知事 殿	年 月 日	様式第30号(第3条関係) 農業協同組合一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書
													様式第二十五号の次に次の三様式を加える。

第2273号	平成23年7月15日	金曜日	宮	城		県		公		報									(	( 18 )
		(注) 本書には,理由書を添付すること。		3 提出予定年月日 年 月 日	2 総会(総代会)開催の年月日 年 月 日	1 事業年度 年度(年 月 日から 年 月 日まで)	한	組合法施行規則第202条第7項の規定により,関係書類を添えて申請します。	当農業協同組合の業務報告書(連結業務報告書)の提出の延期の承認を受けたいので,農業協同		代表者氏名	農業協同組合の名称	主たる事務所の所在地		宮城県知事 殿	年 月 日	文書番号		農業協同組合業務報告書(連結業務報告書)提出延期承認申請書	樣式第26号(第3条関係)
		(注) 本書には , 理由書を添付すること。	3 縦覧開始予定年月日 年 月 日	2 総会(総代会)開催の年月日 年 月 日	1 事業年度 年度(年 月 日から 年 月 日まで)	한	で,農業協同組合法施行規則第206条第2項の規定により,関係書類を添えて申請します。	当農業協同組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認を受けたいの		代表者氏名	農業協同組合の名称	主たる事務所の所在地		宮城県知事 殿	2	文書番号		説明書類縦覧開始延期承認申請書	農業協同組合業務及び財産の状況に関する	樣式第27号(第3条関係)

第2273号 平成23年7月15日 金曜日 宮 城 県 公 報 兀

仙台商工会議所

管理美容師資格認定講習会

2

(-)平成二十三年十一月七日 (月)、同月十四日 (月)及び同月二十一日 (月)

会場

仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号

仙台商工会議所

Ξ 受講料

○宮城県告示第五百二十九号 一人につき一万八千円

の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人 同条第二項の規定により告示する

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 セー ジハウス

代表者の氏名

中川

清

主たる事務所の所在地 仙台市青葉区木町十六番三十九号

Ξ

定款に記載された目的 この法人は、集合住宅建設の計画段階から自然に助け合える・支え合

営出来るようになれるように地域住民に対して広く寄与することを目 えることが出来る小さな村的な建物を提案し、その管理までを自主運

的とする。

申請のあった年月日 平成二十三年六月三十日

○宮城県告示第五百三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四 事 五〇二〇三 業 所 番 号 | 丁目八番十九号副都|| 仙台市青葉区上杉一|| 訪問介護マイン 所在地の名称及び (みなし) 重度訪問介護 居宅介護 サービスの種類指定障害福祉 ラボ 会社サク 設置者名 七平月成 指定年月日 日士

〇四 五 〇	
日本ビル五階 日本ビル五階 一日本ビル五階	階ル上杉百番館ニ
重度訪問介護	
ポート マンサー般社団法人	
七月一日	

○宮城県告示第五百三十一号

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

た

平成二十三年七月十五日

\_ 1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない

(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

<u>-</u> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。

土砂の流出の防備

2

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

(-)立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による

(2)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林

菅菅 原原 工

淳蓩

八-四東松島市矢本字蜂?

谷前

十五号 号二百四 日本

一 大般部 工建廃 工設業 事業 業

平成

六月十四日

2

店

石川 裕基 株式会社 旭搬送

地二十一--岩沼市下野河

·三十 三十

十第般 四八-号千十 八百-

機械器具設置工事業一般建業

成

六十 月三 八日

七十八石巻市渡波字黄金浜百

百五十七号五十七号五

とび・土工工事業とが・土工工事業

平成

六十月三

八年 日

び代表者の氏名商号又は名称及

主たる営業所の所在地

許建

可 設 番

号業

工を申

4事の種類 年請区分及び許可

受

付

年 月

日

宮

五十七気仙沼市内の脇一丁目

三第十十六百六十

大学 (本語 ) 本語 (本語 ) 和語 (本語 ) 和

佐々木 直子 工業 直子

岩沼市大昭和

i

十第般 八三千十 号十七百七 百七

機械器具設置工事業 管工事業 管工事業 管工事業 等 を が・土工工事業

成

六月六日 六月六日

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

水道施設工事業 管工事業

六月三 月三 日

六十 月三 六日

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

○宮城県告示第五百三十二号 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)

第二十九条第一

項の規定により、

次の建設業の許可を取り消

した。

平成

一十三年七月十五日

許可を取り消した年月日

成二十三年七月五日

商号又は名称等

村 井 嘉

浩

宮城県知事

Ξ 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、 建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百三十三号

平成

六 月 三 日

・成五年宮城県告示第千四十五号(屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定)の一部を次のように 平成二十三年七月十五日から施行する。

-成二十三年七月十五日

の表中 部道路) 台四 でヤヨ利 マンクションまコンから富谷ジャンクションから

を

路北線県道 連みやが 連りやが

-線ぎ登 道県米

部道路) 台四北十 宮城県知

事

村

井

嘉

浩

で ヤンから富谷ジ 利府ジャンクシ

若畑原かち 南栗柳 ま原字 で市下

に改

○宮城県告示第五百三十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 名取土地改良区役

田中 誠一 日出 忠英 おりません 十七気仙沼市東みなと町七 丁目十七 - 三十三仙台市泉区南光台 南 百第般 百第般 二一-十万二 三八十 号千一 五 一 造 園 建 設 選 設 業 業 業 平成 成

員の住所変更について、

次のとおり届出があった。

平成二十三年七月十五日

宮城県仙台地方振興事務所

所 툱 本 木

隆

理	理	13	구 -
事	事	耶	戦 3
宍戸	森	氏	
繁	勝廣	名	変
- 二百二十二	岩沼市大手町	住	更
号目四番十七	五番二号	所	後
宍戸	森	氏	
繁	勝廣	名	変
番地 岩沼市下野郷字	十二番地岩沼市寺島字	住	更
字浜百八十五	南瀬崎二百七	所	前

○宮城県告示第五百三十五号

区役員の退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良

平成二十三年七月十五日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 戸 村 俊 幸

退任した者

平成二十三年六月三十日  相	退任年月日
澤   桂	名 名
東松島市大塩字南五十四番地一	住
理事	役職名

## 告

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成二十三年七月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

入札に付する事項

- 1 業務名 平成二十三年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務
- 2 賃借機器の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 平成二十三年九月十六日から平成二十八年九月十五日まで

- 納入・設置場所 仕様書による
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

れにも該当しない者であること。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 営に事実上参加していると認められるとき。 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員
- □ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図 わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係 り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 者」という。) の威力を利用するなどしていると認められるとき 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は関与していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

兀

宮

5 る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、 県出納局契約課管理班 ( 〒九八〇 - 八五七〇)仙台市青葉区本町三丁目八番一号(電話〇二二 -二一一 - 三三三五)へ平成二十三年八月十二日 (金) 午後五時までに提出すること 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

宮城

- Ξ 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並びに問い合わ

〒九八〇 - 八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 二一一一二四七五) 庄子 拓臣 電話〇二三

- 2 入札説明書の交付期限
- 平成二十三年八月十二日 (金)午後五時まで
- 3 一般競争入札参加資格審査

午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開 入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年八月十二日 (金)

札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- にて提出期限までに到達すること。) ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。 入札に係る業務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便 入札書の提出期限 平成二十三年八月二十五日 (木)午後五時 (郵送により提出する場合は)
- 5 開札の日時及び場所 平成二十三年八月二十六日 (金)午後二時 宮城県庁行政庁舎六階 震災復興・企画部会議室

入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨の日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 十八条及び第百十三条及び第百十四条の規定による。 入札保証金及び契約保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条及び第九
- 3 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
- 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた

(23)

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問 額を加えた金額 ( 当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) と わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること 金額とすること。 また、 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

- を落札者とする 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

6

5

契約書作成の要否

8

- うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったとき 令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行 この入札に係る調達案件は、 契約書の定めにより契約を解除する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行
- 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

六 Summary

- System Division personal computers for the 2011 fiscal year (335) Item(s)/Service(s) Required: Lease, installation configuration and maintenance of Information
- Period of Contract: From September 16, 2011 to September 15, 2016
- Deadline to Submit Bid: August 12, 2011, 5:00 p.m
- building, 6th Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Place and Time of Bid Selection: August 26, 2011, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government
- Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475 Contact: Takumi Syouji, Network Management Section, Information System Division

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区) に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 浩 申立てをしていない者であること

(24) 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 地域の名称 工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

塩竈市庚塚二百九十九番

仙台市宮城野区榴岡二丁目二 - 十

株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す 平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

# 入札に付する事項

- 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 賃貸借期間 平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで
- 設置場所 宮城県仙台三桜高等学校、宮城県涌谷高等学校、宮城県柴田農林高等学校川崎校・

# 宮城県大河原商業高等学校 以上四校

- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

2

- 3 定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条の規
- 4 なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 5 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは、入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 営に事実上参加していると認められるとき 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
- り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 ( 以
- していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (Ŧi) 引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること
- 保守及び修理体制が整備されていること。

9 8

10 説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 正午までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年八月八日(月)

11 の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇 - 八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番 札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入 入札参加資格申請場所及び提出期限 電話〇二二 - 二一一 - 三三三五)へ平成二十三年八月一日 (月)午後五時までに提出するこ 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入

入札書の提出場所等

Ξ

に問い合わせ先 入札書の提出場所、 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並び

〒九八〇 - 八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班 (担当)渡辺(祐子)電話〇二二 - 二一一 - 三六二三)

- 3 2 る場合は、平成二十三年八月二十四日 (水) 午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開 る交付を希望する場合は、平成二十三年七月二十九日 (金) 正午まで1あて申し出ること。 札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。ただし、郵送によ 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十三年八月一日 (月) 正午まで。ただし、郵送によ
- 開札の日時及び場所 平成二十三年八月二十五日 (木)午後三時十分

期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない

宮城県自治会館二階二〇九会議室

城

県

公

報

1 二に定める資格を有しない者

宮

兀

入札に参加することができない者

当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 号) 第二条の規定による。 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条及び第九十八条並びに平 二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第十九
- 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 5 金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた

(25)

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に た金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 記載すること その端数金額を切り捨て

- 価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

7

6

- 契約書作成の要否
- 9 詳細は入札説明書による。

Summary

- High Schools 1 set Item/Services to be Procured: Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural
- Duration of Contract: October 1, 2011 to September 30, 2016
- Sendai Sanou Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture
- (2) Wakuya Senior High School, Wakuya Town, Miyagi Prefecture
- Shibata Senior High School of Forestry & Agriculture, Kawasaki, Kawasaki Town, Miyagi
- (4) Ogawara Commercial Senior High School, Ogawara Town, Miyagi Prefecture
- Deadline for Bid: August 24, 2011, 5:00 p.m
- Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectual Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Contact Person : Yuko Watanabe, Administrative Section, Upper Secondary School Education
- Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel.: 022-211-3623

6

Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す 平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

入札に付する事項

1

調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 十組

- 3 賃貸借期間 平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 谷工業高等学校、宮城県白石工業高等学校、宮城県工業高等学校、宮城県村田高等学校、宮城県米校舎、宮城県鹿島台商業高等学校、宮城県石巻工業高等学校、宮城県本吉響高等学校、宮城県米) 2 設置場所 宮城県古川工業高等学校、宮城県大河原商業高等学校、宮城県岩ヶ崎高等学校鶯沢

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。2.宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 申立てをしていない者であること。 定による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規
- なされなかった者とみなす。 
  の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをの決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 、。 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは、入札に参加することはできない。7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。なお、入札に参加しようとする者の実務として行った行った。
- ▽ 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 ( 入札に参加しようとする者の役員等 ( 法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

- 営に事実上参加していると認められるとき。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員
- 者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下)、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき。 
  四、入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。
- 保守及び修理体制が整備されていること。

9

8

- 説明を求められた場合は、これに応じなければならない。正午までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年八月八日(月)
- 入札書の作成及び提出場所等
- 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。
- に問い合わせ先 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並び

3

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当)渡辺(祐子) 電話 OIII-III - IIKIIII)

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

八四

- る交付を希望する場合は、平成二十三年七月二十九日 (金) 正午まで2あて申し出ること。 入札説明書及び仕様書の交付期限(平成二十三年八月一日 (月) 正午まで。ただし、郵送によ
- 期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない 札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2あて必着のこと。提出 る場合は、平成二十三年八月二十四日(水)午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送によ
- 開札の日時及び場所
- (-)治会館二階二〇九会議室 宮城県古川工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午前九時十分 宮城県自

5

- 宮城県大河原商業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木) 午前九時四十分 宮城
- 城県自治会館二階二〇九会議室 宮城県岩ヶ崎高等学校鶯沢校舎設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午前十時十分 宮
- 県自治会館二階二〇九会議室 宮城県鹿島台商業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午前十時四十分 宮城
- 自治会館二階二〇九会議室 宮城県石巻工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午前十一時十分 宮城県
- 自治会館二階二〇九会議室 宮城県本吉響高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午前十一時四十分 宮城県

宮

城

県

公

報

県自治会館二階二〇九会議室

- 治会館二階二〇九会議室 宮城県米谷工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午後一時十分 宮城県自
- 自治会館二階二〇九会議室 宮城県白石工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午後一時四十分 宮城県
- 宮城県工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午後二時十分 |階二〇九会議室 宮城県自治会
- 会館二階二〇九会議室 宮城県村田高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日 (木)午後二時四十分 宮城県自治
- 入札に参加することができない者
- 兀 1 二に定める資格を有しない者

(27)

当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

### 五

2

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第十九号) 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条及び第九十八条並びに平
- 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による

3

第二条の規定による

- 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に 消費税額及び地方消費税額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て た金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する 記載すること 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた
- 6 価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定

無

- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 契約書作成の要否 要
- 9 詳細は入札説明書による。

### Summary

Miyagi Prefectural High Schools - 10 sets Item/Services to be Procured: Lease of electronic computer systems for educational use

Ξ.

- Duration of Contract: October 1, 2011 to September 30, 2016
- ω
- $\widehat{\Xi}$ Furukawa Technical Senior High School, Osaki City, Miyagi Prefecture
- 2 Ogawara Commercial Senior High School, Ogawara Town, Miyagi Prefecture
- Iwagasaki, Uguisuzawa Senior High School, Kurihara City, Miyagi Prefecture
- Kashimadai Commercial Senior High School, Osaki City, Miyagi Prefecture
- Ishinomaki Technical Senior High School, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

9

- (6) Motoyoshi Hibiki Senior High School, Kesennuma City, Miyagi Prefecture
- (7) Maiya Technical Senior High School, Tome City, Miyagi Prefecture
- (8) Shiroishi Technical Senior High School, Shiroishi City, Miyagi Prefecture
- (9) Technical Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

Murata Senior High School, Murata Town, Miyagi Prefecture

- Deadline for Bid : August 24, 2011, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person: Yuko Watanabe, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel.: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

# 教育委員会

報

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔

○宮城県教育委員会規則第十二号

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

いう。) の貸付金額は、条例第三条第一項各号の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。 発電所の事故による災害をいう。) により被災した者への奨学資金(以下「被災生徒奨学資金」と2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力

3 被災生徒奨学資金は、第一項の奨学資金と重複し貸し付けることを妨げない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十三年四月

日から適用する。

# 公安委員会

〇宮城県公安委員会告示第59号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成23年7月15日

年/月15日

宮城県公安委員会委員長

**香** 

公夫

資格審査の種類、期日及び場所

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者	新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成22年、23年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	資格審査の種類
	平成23年8月19日から 平成23年10月31日まで	資格審査の期日
9-	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許セン	資格審査の場所

## 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成23年7月15日(金)から平成23年8月18日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

資格審査申請用紙の配布

 $\widehat{\omega}$ 

ア 配布期間

平成23年7月15日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15

分また

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 40句

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。